

平成30年10月31日

東京高等裁判所  
総務課庶務係 御中

関東弁護士会連合会 (担当事務局 : ■)

〒100-0013

千代田区霞が関 1-1-3 弁護士会館 14 階  
TEL03-3581-3838 FAX03-3581-0223

### 平成30年度「法曹連絡協議会」議題の御送付

平素よりお世話になっております。

平成30年12月4日に法曹会館において開催させていただきます平成30年度法曹連絡協議会の議題をお届けいたしますので、お取り計らいの程よろしくお願ひ申し上げます。

なお、事務局様用に1部同封させていただきます。

また、今回お送りいたしました議題につき、ご回答いただける先生がお決まりになりましたら、予めご教示いただきたくお願ひ申し上げます。

お忙しい折誠に恐縮に存じますが、何卒宜しくお願ひ申し上げます。



## 平成30年度 法曹連絡協議会議題

日時：平成30年12月4日（火）

場所：法曹会館2階「高砂」

### 第1 自然災害への取り組み

#### 議題1 (大規模自然災害対策の取り組みの実施状況)

東京高裁管内の裁判所、検察庁そして弁護士会等における喫緊の課題である首都直下地震、また南海トラフ巨大地震等の大規模自然災害発生時の対応を検討、準備するにあたり、以下の点について各ご回示いただきたい。

##### 1 (裁判所)

- (1) 本年、大規模な災害を被った大阪、札幌等の地域の裁判所に対して、
  - ①当該裁判所（支部等を含む。）が業務についてどのような対応（期日取り消し、そのための当事者への連絡、その他管理業務等）を決められたか、②実際にどのような対応状況であったか（個々の裁判体が個々に判断されたのか、統一的な取扱いがなされたことはなかったか。）、③職員の出勤状況はどのようなものであったか、④職員の退勤指示等はどのように実施されたか、⑤関係機関（弁護士会、法律事務所、検察庁、法テラス等）に対する連携、連絡の実施の状況はどのようなものであったか、⑥それらを実施するに際しての気付き、課題等はどのようなものであるか、について照会・確認をされたか。
  - (2) (1)において照会・確認を実施したと回答される場合、その概要をご教示ください。
  - (3) (1)において照会・確認を実施していないと回答される場合、その理由、及び今後確認する意向があるかどうかをご教示ください。

##### 2 (検察庁)

- (1) 本年、大規模な災害を被った大阪、札幌等の地域の検察庁に対して、
  - ①当該検察庁（支部等を含む。）が業務についてどのような対応（取り調べ（身柄・在宅）の延期、そのための当事者への連絡、その他管理業務等）を決められたか、②実際にどのような対応状況であったか、③職員の出勤状況はどのようなものであったか、④職員の退勤指示等はどのように実施されたか、⑤関係機関（裁判所、弁護士会、法律事務所、法テラス等）に対する連携、連絡の実施の状況はどのようなものであったか、⑥それらを実施するに際しての気付き、課題等はどのようなものであるか、について照会・確認をされたか。
  - (2) (1)において照会・確認を実施したと回答される場合、その概要をご教示ください。
  - (3) (1)において照会・確認を実施していないと回答される場合、その理由、及び今後確認する意向があるかどうかをご教示ください。

##### 3 (裁判所、検察庁) 東京三弁護士会が東京高裁、東京地裁、東京家庭

裁判所、東京高検、東京地検、そして法テラス東京が大規模災害時の対応についてここ数年にわたり継続して協議会を開催していること、茨城県弁護士会が水戸地裁、水戸地検と大規模災害時における対応について協議を開始していると伺っている。これらの取り組みは災害時対応に極めて有効なことと思料されるが、現在も弁護士会員は事務所の所在地の管轄裁判所だけでなく都県を跨いで裁判等の業務をしており、また、今後、大規模災害は広域的な被災が想定されるため、地裁管内での協議では効果的な取り組みが困難なことも想定される（大阪高裁管内では各裁判所の期日取り消しの広報・連絡体制にばらつきがあったと伺っている。）。そこで、東京高裁管内という広域的な災害対応（裁判業務の期日取り消し等の統一的対応、移送等の方針検討等）を検討するため、年に1度の頻度（できれば年度初め）で協議会を開催することを当連合会が東京高裁、東京高検に呼びかけた場合、これに応じて参加いただけるか。また、裁判所、検察庁側から同様の提案をされる意向はあるか。

（関弁連災害対策協議会PT提出）

#### 【提案理由】

本年は、各地で大きな自然災害が発生している。特に、6月18日の大阪北部地震、9月4日の台風21号では膨大な建物被害と人的被害、鉄道等の公共交通機関が麻痺するなど、市民生活に重大な支障が生じることが現実となった。また、9月6日の北海道胆振東部地震では多数の人的被害と共に、札幌を含む北海道全土の大規模停電を発生させ、大規模停電の与える社会的影響の大きさを知ることとなった。

東京高裁管内の私たち法曹関係者は裁判所、検察庁等の司法機能においても大規模自然災害に遭遇して重大な支障が生じる可能性が否定できない以上、来たるべき首都直下地震、南海トラフ巨大地震等に適切に備えるものとして、このような現実に発生した災害の被災地域での取り組み、課題等について情報を共有し、検討を深めるべきである。

そして、裁判所、検察庁等の対応方針については、それぞれが関連諸機関に伝達しておくことが極めて有用である。BCP（業務継続計画）策定においても、関係各所（取引先及びサプライチェーン等が典型例として示されるがこれに限らない。）との連携、情報交換、情報共有、が重要であることが指摘されている。法曹関係者では当然のことながら、裁判所、検察庁、弁護士会、法テラス等がそれら連携を図るべき諸団体と言いうる。これらが自らの対応方針を決めるにあたり、他の法曹団体がどのような対応方針であるのかを知ることは有用であるにとどまらず不可欠なものと言いうる。また、弁護士会においては多数の会員に対して、平常時から裁判所の対応方針、検察庁の対応方針を告知しておくことは被災直後から復旧期における混乱、無為な対応による人的物的資源の消耗を防止することにつながることが明らかである。

以上のことから、上記協議事項を提案するものである。

## 第2 男女共同参画への取り組み

議題2 東京高裁管内の裁判所及び検察庁における男女共同参画の具体的取り組み及びその成果と問題点、今後の課題等をご教示いただきたい。

(関弁連男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会提出)

### 【提案理由】

男女共同参画社会基本法に基づき策定された第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日決定）の「第2分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大」の「2 司法分野」では、「司法分野について、法曹三者それぞれにおいて30%目標に向けた取組を加速していくため、法曹となり得る人材プールを拡大すべく、法曹養成課程において女性法曹の養成に向けた取組を進める。検察官については継続就業に配慮する取組を進め、裁判官・弁護士についても継続就業に配慮する取組を進めるよう要請する。」ことを施策の基本的方向とし、検察官、裁判官、弁護士、法曹養成課程、それぞれにおける具体的な取り組みが示されている。

また、最高裁判所では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、平成28年3月24日に「裁判所特定事業主行動計画」を策定し、同計画に基づく取り組みを行っていると伺っている。

そして、法務省でも同様に、平成28年3月31日に「法務省・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画（アット・ホウムプラン）～男女がともに活躍し、活力ある社会を実現するために～」を策定し、同計画に基づく取り組みを行っていると伺っている。

関東弁護士会連合会は、本年度より「男女共同参画及び両性の平等推進に関する委員会」を設置し、管内弁護士会が連携して、弁護士の男女共同参画及び両性の平等に関する取り組みを始めたところである。

そこで、これらの取り組みを先行して行っている東京高裁管内の裁判所及び検察庁における具体的な実施状況及びその成果と問題点や今後の課題等をお伺いし、今後、当連合会で取り組む際の参考としたい。

## 第3 地域司法充実推進への取り組み

### 【民事・家事調停官制度】

議題3 民事・家事調停官制度の拡充について

(栃木県弁護士会提出)

### 【提案理由】

民事調停官（民事調停法第23条の2）及び家事調停官（家事事件手続法第250条）（いわゆる「非常勤裁判官」）制度は、弁護士から常勤裁判官への任官（いわゆる弁護士任官）を促進するための環境を整備するとともに、併せて調停手続をより一層充実・活性化することを目的として創設された。

東京高等裁判所管内においては、2004年（平成16年）1月の制度発足当初は東京（簡易裁判所、地方裁判所、家庭裁判所）及び横浜（簡易裁判所）で実施され、徐々に導入庁を拡大して、2006年（平成18年）10月には東京（前

同），横浜（簡易裁判所，家庭裁判所），川崎（簡易裁判所），さいたま（簡易裁判所，家庭裁判所）及び千葉（簡易裁判所，家庭裁判所）で実施されることとなったが，その後新たに導入された府はない。また，非常勤裁判官の人数についても，上記東京高等裁判所管内の導入府における非常勤裁判官の定員の合計は制度発足当初の14名から，2010年（平成18年）10月には56名まで増えたが，それ以降は増員がない。

宇都宮地方・家庭裁判所管内に導入府はなく，栃木県弁護士会の会員である弁護士2名が2006年10月に東京地方裁判所民事調停官に，2007年10月1日にさいたま家庭裁判所家事調停官にそれぞれ任命されたが，それ以降は任命の実績がない。

非常勤裁判官制度創設の目的とするところは，大規模府のある大都市圏に限らず地方圏においても等しく妥当するものである。また，配属府が遠隔地にあることは，弁護士が非常勤裁判官に任官しようとするにあたって大きな支障となるものと考えられる。そうすると，各地に非常勤裁判官が導入されることが制度の趣旨にかなうものと言える。制度導入にあたって導入対象府等を限ることとした当時の理由は承知しているが，一方で，制度の規模の拡大も期待されていたところである。

そこで，非常勤裁判官制度の拡充（導入府の拡大，導入府における人数枠の増員等）について，主に東京高等裁判所管内の検討状況ないし見通しをご教示願いたい。

### 【地域司法と民事裁判のIT化】

#### 議題4 地域司法の充実の観点から，いわゆる支部問題がこのIT化の実現にどのような影響を及ぼすのかについて

（神奈川県弁護士会提出）

##### 【提案理由】

民事裁判のIT化については，いわゆる第1フェーズの展開の中で，この秋からは横浜地方裁判所においても模擬裁判が実施されるところと承知しています。当該模擬裁判も基本的には本府において実施されるところと思慮いたしますが，例えばオンライン上で期日を開催するような場合にも，横浜地方裁判所管内において比較的事務所の集中している関内周辺におけるよりも，地理的時間的に隔たりのある支部管内に所在する事務所との間の方が，オンライン上で期日を開催することについて実効性を実感でき，問題点の検証にも優位性が認められるとも考えられます。

殊に，司法のIT化については，これまでより司法アクセスが改善することを期待する声がある一方で，他方では，人材等少ない司法資源の一層の中央集中を招くのではないかという懸念も持たれているところです。そこで，かかる懸念を払拭するためにも，フェーズの早い段階から，積極的に支部管轄の地域の裁判所や弁護士を取り込む形で実施運用されることが意識の上からも肝要ではないかと考えます。

### 【労働審判】

議題 5 静岡地方裁判所沼津支部における労働審判の早期実施を要望していただきたい。

(静岡県弁護士会提出)

### 【提案理由】

労働審判は、静岡地方裁判所管内では本庁に加え、平成29年4月より浜松支部において取扱が開始されました。沼津支部では実施されておりません。

浜松支部が管轄する静岡県西部地域と、沼津支部が管轄する静岡県東部地域とでは、人口はほぼ拮抗しており、本庁へのアクセスの不便さにおいても同様です。

そのため、静岡県西部地域に比較して静岡県東部地域の住民や事業主が労働審判の申立てを行うためには、基本的に、本庁のある静岡市までの交通費や移動時間の負担を強いられることになり、同じ静岡地方裁判所管内において司法サービスを享受することに差異を生じているため提案しました。

### 【裁判官・調査官の配置】

議題 6-1 静岡家庭裁判所島田出張所に常駐の裁判官及び調査官を配置していただきたい。

(静岡県弁護士会提出)

### 【提案理由】

静岡家庭裁判所島田出張所では、管内人口が約50万人に達し、管内人口約38万人の静岡家庭裁判所富士支部のそれを大きく上回っており、家事事件の受理事件も静岡家庭裁判所本庁と対比しその半数を超えている状況であるにもかかわらず、裁判官も家裁調査官も常駐していないことから、調停事件等の期日がなかなか入らず、調査もなかなか進めてもらえないという常況にありますため提案しました。

議題 6-2 長野家庭裁判所佐久支部に、常駐の家庭裁判所調査官を配置して頂きたい。

(長野県弁護士会提出)

### 【提案理由】

家事事件が増大するなか、多様化・複雑化する家事事件にあって、家庭裁判所には、事件の背後にある人間関係や環境を考慮した真の解決に寄与することが求められている。裁判所がこの役割を果たすためには、家事事件手続の各段階において専門性を活かした関与をする家庭裁判所調査官（以下「調査官」という。）が必要不可欠であるが、長野家庭裁判所本庁及び県内6支部の中で、唯一、佐久支部にだけ調査官が常駐していない。

佐久支部の管内人口及び家事新受事件数は、いずれも長野県内6支部の中で松本支部・上田支部に次ぐ3番目に多い状況にありながら、常駐調査官は0名であり（長野本庁6名、松本支部4名、上田支部5名、伊那支部2名、飯田支部2名、諏訪支部1名），地域間で公平であるべき司法機関の整備状況について、形式的にも実質的にも不平等な状態が続いている。

まして、平成25年1月から施行されている改正家事事件手続法においては、

家庭裁判所には、調査官を活用して、子の福祉や事件の背後にある人間関係・環境を考慮した真の解決に寄与することが求められている。また、平成28年5月から施行されている成年後見制度利用促進法においても、成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点が示され、成年後見人等の事務の監督等の支援に係る機能を強化するため家庭裁判所等における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること等が基本方針として掲げられている。したがって、佐久支部の調査官非常駐問題は、他支部からの填補等ではなく、新たに常駐調査官を配置することによって解消されるべきである。なお、実際に家事事件を多数扱っている佐久調停協会所属の家事調停委員からも、調査官の常駐を求める声が多数あがっている。

平成29年9月29日には、佐久支部管内の全11市町村で組織する佐久広域連合の議会が、「長野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取扱い、及び庁舎の建替えを求める意見書」を採択しており、同年12月には、同様の意見書が、広域連合構成市町村の各議会においても採択されている。さらに、平成30年3月2日には、長野県議会において、「裁判所支部機能の充実を求める意見書」が採択され、その中でも佐久支部における調査官非常駐問題が指摘されている。

地域住民にとってより利用しやすく頼りがいのある司法実現のために、直ちに具体的な改善をお願いしたい。

### 議題6-3 長野家庭裁判所佐久支部において、少年審判を取り扱って頂きたい。 (長野県弁護士会提出)

#### 【提案理由】

長野本庁及び長野県内6支部のなかで、唯一佐久支部だけが少年事件を取り扱っていない。現在、佐久支部管内で発生した少年事件は上田支部において取り扱われているが、そのために上田支部の少年新受事件数は、平成20年・24年・28年においては、県内支部のなかで最も多いばかりか長野本庁の新受事件数をも上回っており、それ以外の年も長野本庁に匹敵する件数となっている。なお、佐久支部は上田支部と隣接してはいるものの佐久支部の管轄地域は広大で、特に南佐久地域から上田支部庁舎に赴くには、自家用車利用にせよ公共交通機関利用にせよ1時間半から2時間程度の時間を要し、決して交通の便が良いとはいえない。

少年の保護者等の中には、手続のために上田支部に赴かなければならぬと聞くと、その距離と時間を理由に協力を拒む者も存在する。手続の期間が限られている少年事件において、保護者等が身近で速やかに関与できないということ自体が、少年をより孤立化させる可能性を高め、更生可能な少年の更生を妨げる事情のひとつとなっている。

そもそも、少年の更生は、少年が居住する地域内でなされることが望ましいところ、少年や少年の家族らがその居住地の家裁において調査を受け、少年審判を受けることができるようすべきことは、佐久支部と県内の他支部とで何ら違いはない。

この点についても、平成29年9月29日、佐久広域連合議会において、「長

「野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取扱い、及び庁舎の建替えを求める意見書」が採択され、同年12月には、同様の意見書が、管内各市町村議会においても採択されている。また、平成30年3月2日の長野県議会「裁判所支部機能の充実を求める意見書」においても、佐久支部において少年事件の取扱いがない点が指摘されている。

これらの意見書による要望は、地域住民の声そのものであり、是非、長野家裁佐久支部においても、早期に少年審判の取扱いを開始して頂きたい。

#### 議題6-4（さいたま地方裁判所秩父支部等における裁判官の常駐）

東京高等裁判所管内の、さいたま地方裁判所・さいたま家庭裁判所秩父支部、前橋地方裁判所・前橋家庭裁判所沼田支部、千葉地方裁判所・千葉家庭裁判所館山支部、同佐原支部、水戸地方裁判所・水戸家庭裁判所麻生支部には裁判官が常駐していない。

以上に対する東京高等裁判所の見解は、概ね、最高裁判所の決定事項であること、裁判所も国の予算で運営される公的な機関であって、業務量に見合った配置をする必要があること、各地方・家庭裁判所において適宜決定しており、最高裁判所にも適切に情報提供して取り組んでまいりたいという回答をいただいたが、それ以上の具体的な見解については、回答をいただいている。

そこで、さらに以下のとおり質問する。

- (1) 裁判所は、支部等の裁判官の配置について、どのような見解をとっているのか、その見解を実現させるために、いつまでにどのようなことを行うと考えているのかを伺いたい。
- (2) 最高裁判所が決定するにあたっては各地方・家庭裁判所からの事件処理状況等の情報提供が必要不可欠であるが、各地方・家庭裁判所からは、最高裁判所に対し、いつ、どのような情報を提供しているのか、(各地方・家庭裁判所ごとに)回答を伺いたい。

また、各地方・家庭裁判所は、情報提供とともに見解を述べているのか(各地方・家庭裁判所ごとに)を伺いたい。

見解を述べている場合は、(各地方・家庭裁判所ごとに)内容とその理由を伺いたい。

見解を述べていない場合は、(各地方・家庭裁判所ごとに)その理由を伺いたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

#### 【提案理由】

上記各支部は、裁判官が非常駐であることから、民事家事事件を扱う一方、刑事事件を扱わなかつたり(千葉地方裁判所佐原支部)、身柄の刑事事件を扱わなかつたり(水戸地方裁判所麻生支部)、少年事件や執行事件を扱っていない(上記5支部)など、通常の地方裁判所・家庭裁判所の機能を果たし得ていない。

こうした事態は、裁判を受ける権利(憲法第32条)や法の下の平等(憲法第14条)を保障する日本国憲法が予定する司法の姿とはいえない。

一昨年度の法曹連絡協議会においても同様の議題が提出され、その際、3年前

から沼田支部においては週2日、麻生支部においては週4日、本庁から裁判官が出向く体制となっていると聞いているが、それ以降の体制の変化は無いとの回答をいただいた。また、昨年度の法曹連絡協議会では、重ねて、引き続き各支部の事件処理状況等にきめ細かく目配りしつつ、適切に最高裁判所にも情報提供していきたいと考えている旨の回答もなされている。この点について、東京高等裁判所管内の裁判官非常駐支部における昨年度以降の体制の変化など具体例（裁判官の出廷日の増加等）があれば、ご教示いただきたい。

昨年度、常駐させていないことについて、裁判所の見解を伺ったところ、東京高等裁判所からは、概ね、最高裁判所の決定事項であること、裁判所も国の予算で運営される公的な機関であって、業務量に見合った配置をする必要があること、各地方・家庭裁判所において適宜決定しており、最高裁判所にも適切に情報提供して取り組んでまいりたいという回答をいただいたが、裁判所の見解については、そもそも常駐化について賛成なのか反対なのか、具体的な回答をいただいている。

また、各地方・家庭裁判所ごとに業務量や配置も異なっているため、各地方・家庭裁判所ごとに回答をいただきたく質問したものである。

#### 【地方裁判所・家庭裁判所支部の新設等】

##### 議題7（千葉県における地方裁判所及び家庭裁判所支部の新設）

市川簡易裁判所と千葉家庭裁判所市川出張所の管轄区域に地方裁判所と家庭裁判所支部を新設するとともに、特に家庭裁判所の増員について以下の質問に御回答いただきたい。

市川簡易裁判所での裁判官数は3名とのことであるが、かかる裁判官数において、係属事件の遅滞ない処理がされているか。

千葉家庭裁判所市川出張所の裁判官の填補の状況は、一日平均何名か。家庭裁判所調査官は、常駐しているか。現在の事件処理状況に遅滞等の支障はないか。

今後、裁判官の増員の予定はあるか。増員の基礎情報として、東京高等裁判所は、最高裁判所に市川簡易裁判所、千葉家庭裁判所市川出張所の事件処理状況をいかなる頻度、内容により情報提供しているか。

（関弁連地域司法充実推進委員会提出）

#### 【提案理由】

管轄人口から見ても、また、成年後見制度利用促進法と閣議決定された利用促進基本計画が執行されるに従い、今後、成年後見等の申立と審理件数が増加すると思われる。そういうことからも、市川簡易裁判所と千葉家庭裁判所市川出張所の管轄区域に地方裁判所と家庭裁判所支部を新設するのが妥当と考えるが、地方・家庭裁判所支部の設置に際し、最高裁判所が支部規則の変更をするかどうかの検討をする必要がある。

かかる最高裁判所の検討の基礎となる情報を東京高等裁判所が提供すべきものと思慮する。そのため、市川簡易裁判所と千葉家庭裁判所市川出張所の事件処理状況等の情報を東京高等裁判所が絶えず把握し、最高裁判所にどのような情報提供をしているかを確認したく提案した次第である。

## 【家裁出張所の新設・事件処理等】

### 議題 8-1-1 藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所への家庭裁判所出張所併設について

(神奈川県弁護士会提出)

#### 【提案理由】

超高齢化社会を迎え、家事事件は増加の一途をたどっている。神奈川県内の自治体が行っている法律相談の実績（平成22年度）を見ても、離婚や相続など、家庭に関する相談が全体の約43%を占めている。藤沢簡裁管内の人ロは約117万人、厚木簡裁管内の人ロは約37万人に達し、今後も、管内で成年後見関係事件や相続に関する問題が継続して発生することが見込まれる。しかし、藤沢市の中心部から横浜家裁本庁までは、徒歩も含めると約50分、厚木市の中心部から横浜家裁小田原支部までは、徒歩も含めると約1時間を要することから、自動車を利用しない高齢者にとっては気軽に利用できる距離ではない。

そこで、藤沢簡裁、厚木簡裁に家庭裁判所出張所を併設し、そこで成年後見関係事件の審判や離婚、相続の調停などを行えるようにし、本庁ないし小田原支部まで出向かなくても、身近な裁判所で家庭に関する問題を解決できるようにするべきである。藤沢簡裁管内（藤沢市・茅ヶ崎市・大和市・海老名市・綾瀬市・高座郡）の法律事務所で業務を行う弁護士は、平成30年9月現在、99名に達し、厚木簡裁管内（厚木市・伊勢原市・愛甲郡）の法律事務所で業務を行う弁護士は、平成30年9月現在では35人に達しており、当地の市民の需要に応えられる態勢は整いつつある。

そして、藤沢市議会、茅ヶ崎市議会、伊勢原市議会は藤沢簡裁に家裁出張所を併設するよう求める意見書を、厚木市議会は厚木簡裁に家裁出張所を併設するよう求める意見書を提出しており、当地の市民がこれを要求している。

### 議題 8-1-2 (神奈川県における家庭裁判所出張所の新設)

神奈川県弁護士会は2013年、「神奈川司法計画2013」において、神奈川県内にある藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所、平塚簡易裁判所に横浜家庭裁判所出張所を併設し、横浜市北部と川崎市北部にそれぞれ、横浜家庭裁判所出張所を新設することを提案している。

昨年度の東京高等裁判所事務局長の御回答において、かかる要望を最高裁判所に伝えるとの見解が示されたが、いつ、どのような形式において、東京高等裁判所より最高裁判所に要望が伝えられたか御教示いただきたい。

また、東京高等裁判所は、藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所、平塚簡易裁判所における家事事件の需要についての調査を実施する意向はあるのか御教示いただきたい。

さらに、藤沢、厚木、平塚の調停協会が行っている無料相談会における家事事件の相談が全体に占めている割合の過去5年間の推移について、東京高等裁判所は、調査する意向があるか御教示いただきたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

#### 【提案理由】

神奈川県弁護士会は、神奈川県内にある藤沢簡易裁判所、厚木簡易裁判所、平塚簡易裁判所に横浜家庭裁判所出張所を併設し、横浜市北部と川崎市北部にそれぞれ、横浜家庭裁判所出張所を新設することを提案している。

成年後見制度利用促進法と閣議決定された利用促進基本計画が執行されるに従い、今後、成年後見等の申立と審理件数が増加すると思われる。そういう観点からも、前記提案は現実味を帯びていると思われる。

家庭裁判所出張所の新設は最高裁判所規則によるものであるが、家庭裁判所出張所設置規則の変更をするかの判断の基礎となる事実の収集について、東京高等裁判所に調査等のご協力をいただけるかを再度確認したく質問したものである。

#### 議題 8-2 (家庭裁判所出張所における出張事件処理について)

新潟家庭裁判所村上出張所・同南魚沼出張所・同柏崎出張所・同糸魚川出張所の各出張所にて、出張事件処理を行いつつある。

昨年度、裁判所の見解を伺ったところ、出張審判や出張調停を行うか否かという点は裁判官又は調停委員会の判断によるものであること、その判断基準はこの場で回答する性質のものではないとの回答をいただいているが、それ以上の裁判所の具体的な見解については、回答をいただいている。

そこで、改めて、裁判所は、出張事件処理について、どのような見解をとっているのか、その見解を実現させるために、具体的に、いつまでに、どのようなことを行うと考えているのかを伺いたい。

また、上記新潟家庭裁判所各出張所、前橋家庭裁判所中之条出張所、長野家庭裁判所木曽福島出張所、同大町出張所、同飯山出張所において平成29年度及び平成30年度（集計されているところまで）の各出張事件処理が行われた件数について、（各出張所ごとに）伺いたい。

（関弁連地域司法充実推進委員会提出）

#### 【提案理由】

上記新潟家庭裁判所各出張所では、事件の受付だけしかやらず、昨今、例外的に出張事件処理が行われてきているものの、調停期日がわずかであり、期日が調整できないと家庭裁判所支部での調停を余儀なくされている。

さらに、成年後見制度利用促進法と閣議決定された利用促進基本計画が執行されるに従い、同法や基本計画の理念であるところの、全国どの地域にいてもその人の状況に応じた権利擁護サービスが受けられるという観点、そして、今後、地方各地において、成年後見等の申立と審理件数が増加すると思われることから、どの家庭裁判所出張所でも調停を含めた事件処理を実施すべきであるが、裁判所は、地方の各出張所での事件処理の実施についてどのような見解であるかを伺いたい。

本年度においても、前記8つの各出張所での各出張事件処理件数を伺いたい。

#### 議題 8-3 地域司法サービスの充実化の観点から、地域に密着した裁判所である簡易裁判所に家裁の出張所を併設する等して、家事調停を現在の簡裁の施設を利用して実施できるようにすることについて、裁判所の見解と検討

状況を伺いたい（特に、家裁立川支部においては、町田簡裁の所在場所での家事調停を実現されたい）。

（東京弁護士会提出）

【提案理由】

家事事件は、当事者が気軽に裁判所を利用して解決出来るような制度設計をすべきであり、わざわざ遠い裁判所に行かなければ家裁を利用できないというのは、地域司法サービスの充実化の観点から課題となっている。法テラスの場所を借りた新宿調停の実績もあり、出張調停等の実現は不可能ではなく、また、現在の家裁の待合室が溢れるほどであるという施設の不十分さを考えるとその改善にもなり得るものと考える。

議題 8-4 家庭裁判所出張所における出張調停の実施促進と成年後見制度の利用の促進に関する法律制定にともなう出張所機能のさらなる拡充について  
(新潟県弁護士会提出)

【提案理由】

1 最高裁協議と家裁出張所出張調停の実施状況

(1) 最高裁協議による出張調停実施の確認

平成28年に実施された民事司法改革に関する最高裁・日弁連「基盤整備」部会において、当事者双方が当該出張所の管轄区域内に住所を有している事案や、当事者双方が当該出張所において家事調停を行うことを希望している事案等には、担当裁判所の調停委員会の判断により、調停委員会が当該出張所に出張して家事調停を実施することがあることが確認された（以下「出張調停」という。）。出張調停の実施は、地域司法の利便性を高め司法による紛争解決を求める市民のニーズに的確に応え、ひいては「市民に身近な司法」を実現するために極めて重要なものと認識している。

(2) 管内家裁出張所における出張調停の実施状況

全国の家裁出張所（全77府）のうち、家事調停審判を実施していない（受付のみ）出張所は11府あり、うち4府が新潟県内にある（平成28年1月現在 村上、柏崎、南魚沼、糸魚川）。これら11府は乙号支部統廃合後に新設された出張所であるところ、東京高裁管内に限れば、新潟県の上記各出張所を除き、全て出張事件処理が実施されている。

そこで新潟県弁護士会（以下「当会」という。）では、県内の受付のみの家裁出張所において、出張事件処理、特に出張調停の実施を求める活動（個別案件での出張調停実施を求める上申書の提出勧行、地域住民への周知活動等）を行っている。

2 最高裁協議後の家裁出張所における出張調停の実施に関する、裁判所の対応等の問題点

(1) しかし、実際には出張調停が積極的に実施されていない現状が存在する。

例えば、当事者が出張調停の実施を求め担当裁判所支部に上申書を提出した案件について、担当裁判所支部が、相手方に意向聴取するに際し、出張調停ではなく電話会議の方法による調停を実施できる可能性があるとのみ伝えるケースが認められる。しかも、意見聴取の際には、地元の裁判所で調停

が実施できるという当事者の利益にはふれず、電話会議の方法では「対面の場合と比べて、調停委員や他方当事者に、書面や発言等に現れない微妙な事情や心情を伝えたい場合に、不便を感じることがあることを予め了承願います。」というような不利益と思われる情報のみを送った上で、出張所ではなく支部へ出頭する意思の有無を確認する方法が取られていた例も報告されている。このように、担当裁判所支部では、出張調停の実施を避けるかのような対応を取られており、実際には、両当事者が出張所管内に住所を有している案件であっても、当然に出張調停を実施する運用とはなっていない。

- (2) また、当会では、各家裁出張所管轄の自治体の広報誌に、家裁出張所で出張調停が実施可能である旨の案内文の掲載依頼をしているところ、掲載内容について、新潟家庭裁判所の確認が行われ、出張調停について記載することが認められないケースも出てきている。
- (3) 最高裁協議が画餅とならないよう、新潟家庭裁判所のみならず東京高裁管内の各家庭裁判所出張所における出張調停の実施に積極的に取り組んでいただく必要がある。
- 3 成年後見制度の利用の促進に関する法律制定に伴う機能拡充が急務と考えられること

平成28年に成年後見制度の利用の促進に関する法律が制定・施行された。同法に基づき、成年後見制度利用促進基本計画が作成され、成年後見制度の利用が計画的・総合的に推進されることとなった。

関東弁護士会連合会でも、平成30年度関東弁護士会連合会定期大会において「東京高等裁判所管内の家庭裁判所の人的物的体制の更なる充実強化を求める決議」を発出し、最高裁判所に対して、①東京高等裁判所管内の家庭裁判所裁判官、調査官、書記官の大幅増員、②家庭裁判所支部または出張所の新設、③市町村に対する成年後見制度利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるにあたり必要な情報の提供に努めることを求めているところである。

成年後見制度の利用促進のためにも、家庭裁判所出張所の機能拡充は不可欠であり、東京高等裁判所管内における機能拡充に向けた取り組みについて、ご説明をいただきたい。

#### 【成年後見制度利用促進法関係】

議題9-1 成年後見制度の利用の促進に関する法律制定に伴う体制強化について、特に中核機関の設置が難航すると思われる司法過疎地などにおいては、個別具体的な取り組みが必要になってくると思われるが、どのような体制作りをしているか。また、今後、同法の趣旨を実現するためにどのような方策を検討しているか、ご教示頂きたい。

(関弁連弁護士偏在問題対策委員会提出)

#### 【提案理由】

5か年計画である後見制度利用促進計画が2年目に入り、現在、自治体により取り組み方に大きな差がある。同計画においては、自治体等が作る中核機関と地元家庭裁判所が連携するという建前になっているところ、その連携体制作りについて

て伺いたい。

特に、中核機関の設置が難航すると思われる司法過疎地などにおいては、本庁からの応援や家裁調査官の増員、出張所を増やすなど個別具体的な取り組みが必要になってくると思われるが、現時点において、どのような体制作りが行われているのかご教示頂くとともに、今後の具体的な方策としてどのような体制作りを検討されているのかご教示頂きたい。もし、それらの検討事項において、課題や問題点があるのであれば、それについても伺いたい。

**議題9－2 東京高等裁判所管内の成年後見、保佐、補助の過去5年間の申立につき、各自治体ごとの申立件数及び、後見人等に選任された者の属性（弁護士、司法書士、社会福祉士、その他の専門職、親族、市民後見人、その他）ごとの人数について御教示いただきたい。**

（関弁連地域司法充実推進委員会提出）

【提案理由】

成年後見制度利用促進法と閣議決定された利用促進基本計画は、全国各地の家庭裁判所を含めた地域連携ネットワークの構築などを謳っており、裁判所は、その中核をなす地方自治体からの要請があれば、必要な情報提供（主に、統計的なもの）を行う義務があると思われる。

そういうことを踏まえ、東京高等裁判所管内における各家庭裁判所（本庁、支部、出張所）が管轄する各自治体ごとの統計資料を知る必要があり、それによって管轄裁判所ごとのニーズを改めて検討する必要がある。

【相模原支部での合議事件の取扱い】

**議題10－1 横浜地方裁判所相模原支部における合議事件の取り扱いについて**  
（神奈川県弁護士会提出）

【提案理由】

横浜地方裁判所相模原支部における合議事件の取り扱いは、これまで繰り返し議題としてきたが、いまだに実現されていない。

この点については、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則第3条に基づき、当該支部の事件の係属状況や最寄りの合議事件取扱いまでの交通事情などを総合的に勘案して各地方裁判所及び家庭裁判所が決定するものであるところ、横浜地方・家庭裁判所では、このような諸事情を勘案して同条の議決に基づいて相模原支部では合議事件を取り扱わないこととしているとのことである。

そうであれば、平成2年の支部統廃合以降、東京高裁管内の裁判所支部において、管轄人口、新受件数、本庁からの距離・時間などの観点から、取り扱い事件の種類を増やした事例、減らした事例、裁判官数（填補も含めた実際に執務している裁判官数）を増やした事例、減らした事例があれば、増減の理由も含めて、可能な範囲でお伺いしたい。

また、全国的には、係属期間が2年を超える未済事件数は増加傾向にあり、非典型的な損害賠償請求事件をはじめ、複雑・困難な事件が増加しているとされている（最高裁判所の裁判迅速化検証報告書（第7回）22頁、69頁）。各裁判所では、合議体による審理の活用に積極的に取り組んでいる一方で、長期未済事

件の多くが依然として単独事件として処理されており、そのような事件の中には、合議に付することにより、早期に審理の方向性を定めることができるものがあるのではないかとされている（同報告書71頁）。このような問題は、合議事件を現に取り扱っている裁判所だけではなく、合議事件を取り扱っていない相模原支部でも同様に妥当するのではないかと考えられる。

そこで、このような近時の事件動向及び審理の実情を踏まえてもなお、相模原支部では合議事件を取り扱わないとする理由についても具体的にお伺いしたい。

#### 議題10-2 (横浜地方裁判所相模原支部)

横浜地方裁判所相模原支部において、民事・刑事の合議事件を取り扱うことに関する裁判所の見解、特に同支部において合議制を導入できない具体的な障害がどこにあるのかを、横浜地方裁判所横須賀支部との対比において、管轄人口、新受件数、裁判官数、本庁からの距離・時間などの具体的な観点から、伺いたい。

また、今後、合議事件を取り扱うことへのどのような対応をすればよいか御教授いただきたい。

なお、昨年まで横浜地方裁判所相模原支部において合議事件を取り扱うよう要望していたことを、最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所にお伝えしていただいていると思われるが、具体的にどのような対応がなされたのかをお伺いしたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

#### 【提案理由】

地方裁判所支部に合議制を実施するかどうかは、手続的には、地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則第3条に基づき、当該支部の事件の係属状況や最寄りの合議事件取扱庁までの交通事情などを総合的に勘案して各地方裁判所及び家庭裁判所が決定するものであり、横浜地方・家庭裁判所では、このような諸事情を勘案して同条の議決に基づいて相模原支部では合議事件を取り扱わないこととしているとのことである。

しかしながら、神奈川県内においての横浜地方裁判所横須賀支部で合議制を導入していることと横浜地方裁判所相模原支部で合議制を導入していないことにつき、どのような理由からこのような取り扱いに差がでているのか、今回は、管轄人口、新受件数、裁判官数、本庁からの距離・時間などの観点から具体的な説明をお伺いしたい。

また、合議事件を取り扱うかどうかは、各地方裁判所・家庭裁判所が決定するものとのことであるが、今後、横浜地方・家庭裁判所に対してどのような対応をすればよいのか、具体的にその方策をご教授いただきたい。

更に、この要望に対して、従前から最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所に伝えていただけたとの回答をいただいているが、お伝えしていただいた際、最高裁判所及び横浜地方・家庭裁判所ではどのような対応がなされたのかを具体的にお伺いしたい。

## 【立川支部を巡る問題】

### 議題 11-1 (東京地方裁判所・家庭裁判所立川支部の本庁化)

東京地方裁判所・東京家庭裁判所立川支部を独立した地方裁判所・家庭裁判所本庁とするのが妥当と考えている。

裁判所の議論及び取り組み状況について、東京高等裁判所の回答は、従前、概ね、裁判所の本庁の設置は立法政策の問題であること、裁判所としては政府や国会の検討の中で意見を述べていく性質のものであると承知していること、最高裁判所には意見があったことを伝えるというものであった。

そこで、本年においても、同様の出題を継続し、以下のとおり、質問する。

(1) 最高裁判所が政府や国会の検討の場で述べている意見の内容やその理由、それに対する政府や国会の意見の内容やその理由などについて、具体的にどのように検討され、どのような議論がされてきたか、その内容を伺いたい。

(2) 最高裁判所に対し、当連合会からの意見をどのような形で、どのように伝えているか伺いたい。

当連合会の意見に対する最高裁判所の具体的な見解、そのような見解をとっている理由をもう少し具体的に伺いたい。

伝えていないとしたら、伝えていない理由を伺いたい。

(関弁連地域司法充実推進委員会提出)

## 【提案理由】

1 東京地方裁判所・東京家庭裁判所立川支部が、管内人口や事件数で全国の地方裁判所・家庭裁判所本庁を含めて有数の裁判所であり、裁判員裁判、労働審判、司法修習等の面で、本庁並みの機能を果たしている。また、平成19年以降、東京都議会、多摩地域30の全市町村議会、多くの商工会議所において、本庁化を求める決議が採択され、本庁化を求める地域の声は強まっている。

東京三弁護士会においても、東京地方裁判所・家庭裁判所立川支部の本庁化の推進を目的とする協議会を設置し、裁判所が本庁化された場合、速やかに多摩に独立した弁護士会を設立するための準備を進めている。また、「本庁化・本会化推進本部」が東京三弁護士会多摩支部内に設置され、最高裁判所、法務省に本庁化を求める要望書（添付資料1及び資料2）を提出している。

2 その地域に相応しい裁判所の規模・機能を持つことは、立法政策に委ねられるものではなく、その地域住民の権利というべきものであり、裁判所を始めとする国の責務と言わなければならない。巨大な支部が支部のままであることによる地域住民の不利益は、法制上、行政事件や簡易裁判所控訴事件が取り扱えないということにあるが、それだけではなく、人事権を始めとする司法行政の権限が支部にはないことから、例えば、裁判官の人的配置においても大きな不利益を蒙っているのではないかという懸念がある。

東京三弁護士会多摩支部地域司法計画策定委員会の調査では、平成24年度の裁判官1人あたりの人口は、東京地方裁判所本庁が約2万6000人であるのに対し、東京地方裁判所立川支部は約14万3000人と、5.5倍にも及

んでいる。また、家事事件においては、東京家庭裁判所立川支部の事件数は、全国の本庁、支部を含めた順位で例年第4位を占め、かつ、年々増加の一途を辿っているものの、裁判官、職員の増員は微増にとどまり、その繁忙ぶりは著しい状況が続いている。

3 このような不合理を解消するために、一刻も早い東京地方裁判所・東京家庭裁判所立川支部の本庁化が望まれる。本法曹連絡協議会では、繰り返し議題として提出してきたものであるが、立法政策であるとの回答をいただくばかりで、最高裁判所の具体的な意見、見解、その理由について回答いただきたい。最高裁判所が本庁化について述べている意見、見解、その理由を伺いたい。

**議題 11-2 東京地裁立川支部において、行政事件の取り扱いが出来るように、規則、法改正をすることについて裁判所の見解と検討状況について伺いたい。**

(東京弁護士会提出)

**【提案理由】**

立川支部の民事、家事、刑事の事件数は、東京以外の地方の本庁を遥かに上回る。多摩地域には30自治体があるため、行政事件に関しても地方の本庁を上回る事件数であることは、容易に推測出来る。それにもかかわらず、当事者である自治体と住民の双方が多摩地域にいる場合に、行政訴訟をするためには、霞ヶ関に出向かなければならないという現状は、双方にとって過重な負担を強いている状況である。住民にとって、行政訴訟の提起をためらう事になりかねず、地域司法サービスの観点から改善されるべき課題であると考える。

**【裁判所庁舎・設備】**

**議題 12-1 静岡家庭裁判所島田出張所の庁舎につき、待合室の拡張、当事者の鉢合わせを回避するための待合室設置場所の工夫を含めた庁舎の拡張、エレベーターの設置を含むバリアフリー化及び駐車場の設置拡大等物的設備の拡充を行うことを要望していただきたい。**

(静岡県弁護士会提出)

**【提案理由】**

静岡家庭裁判所島田出張所では、庁舎が手狭で待合室のキャパシティが不足していること、調停事件の申立人と相手方とが鉢合わせしてしまうこと、エレベーターの設置がなく高齢者等によって使い勝手が悪いこと、駐車場が少ないと等といった物的施設が不十分であると思われますので提案しました。

**議題 12-2 静岡家庭裁判所掛川支部の庁舎につき、エレベーターの設置を要望していただきたい。**

(静岡県弁護士会提出)

**【提案理由】**

静岡家庭裁判所掛川支部の庁舎につき、エレベーターの設置がなく高齢者等によって使い勝手が悪いと思われますので提案しました。

**議題 12-3 長野地方・家庭裁判所佐久支部・佐久簡易裁判所庁舎の建替えをして頂きたい。**

(長野県弁護士会提出)

**【提案理由】**

長野地家裁佐久支部・佐久簡易裁判所庁舎は、主に2階部分に法廷・調停室・待合室が集中していながら、エレベーターが設置されておらず、高齢者・障がい者・妊婦・乳幼児を抱えた方々等の利用に著しい不便をきたしている。過去には、来庁者を車椅子に乗せ、それを裁判所職員数名の人力で2階まで持ち上げて登ろうとした際に、来庁者の頭部が大きく後方へ傾いたことによる不快感から体調不良をきたし2階まで登りきれなかったという例も報告されている（なお、長野地方裁判所によると、現在はこのような方法は行っていないとのことである。）。また、2階で急病人が発生した際に、階段が狭くストレッチャーの搬入ができず、階段の勾配のために担架の使用すらもできなかったという事例も報告されている。

また、佐久支部庁舎は、子どもとの試行面会室や、少年審判廷も存在せず、県内他支部の庁舎に比して明らかに見劣りすると言わざるを得ない状況である。さらに、待合室の防音状態も非常に悪く、個人のプライバシー保護が重視される公的施設としてあまりにも貧弱な防音設備である。加えて、日本でも有数の寒冷地に存在しながら、防寒設備も充分でなく、冬季は庁舎内が非常に寒いという問題もある。

佐久支部庁舎は昭和49年築で県内支部庁舎の中では最も古い庁舎であり、上記諸問題を抜本的に改善するためには建替えをするほかない。この問題についても、平成29年9月29日、佐久広域連合議会において、「長野家庭裁判所佐久支部において、調査官の常駐、少年審判の取扱い、及び庁舎の建替えを求める意見書」が採択され、同年12月には、同様の意見書が、管内各市町村議会において採択されている。また、平成30年3月2日には、長野県議会において、「裁判所支部機能の充実を求める意見書」が採択され、その中でも佐久支部庁舎における昇降設備の未設置や施設老朽化等が指摘されている。

さらに、平成30年9月1日には、佐久広域連合・同議会・管内選出県議・佐久調停協会・管内更生保護女性会・県社会福祉士会・県司法書士会・県弁護士会等を構成員とする「裁判所佐久支部の充実を求める協議会」が発足し、活動を開始しており、佐久地域全体が裁判所佐久支部の改善・充実を切望している状況にある。

**議題 12-4 管内の支部庁舎には、エレベーターが設置されていない庁舎も少なくないが、2階に法廷があり1階別室での代替対応が不可能な場合に、裁判所はどのような対応をされているのか。高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の趣旨に鑑み、今後、更なる具体的な改善策を予定されているのかご教示願いたい。**

(関弁連弁護士偏在問題対策委員会提出)

### 【提案理由】

関弁連弁護士偏在問題対策委員会の支部等調査において、実際に東京高裁管轄内の裁判所の各支部庁舎や独立簡裁庁舎等を訪問調査させていただいたところ、バリアフリー化が不充分な庁舎が散見される。

現状において、エレベーターが設置されていない庁舎では、2階に法廷や調停室がある場合でも、可能な限り1階の施設を代替利用する等して対応されていることは承知しているが、それでも全ての案件で1階利用による代替対応することは現状不可能であると思われる（例えば、尋問期日の本人・証人、在宅事件の被告人、弁護人・訴訟代理人等）。エレベーターのない庁舎には階段昇降機も設置されていないことが多いと認識しているが、かような状況において、利用者等が2階にあがる方法としては、どのような対応をされているのか、ご教示頂きたい。もし、対応マニュアル等で予定されている方法もあるのであれば、伺いたい。

特に支部地域は、高齢化率が高い地域であることが多く、一般的の利用者は勿論、弁護士や調停委員、専門委員等の高齢化等は今後避けて通れない状況であると思われる。庁舎の改修等は相当額の予算を要するものであり、現実的に一挙解決できるのはやむを得ない面もあるが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の趣旨を実現すべき公的機関でもある裁判所として、今後の対策についてどのように考えているのか伺いたい。

### 【地方議会の意見書等の取扱い】

議題13 司法過疎地の自治体議会等が当該地域の司法の充実に関して意見書を採択した場合に、裁判所に送付された意見書は、どのような手続で取り扱われることになるのか。また、裁判所内において、地家裁支部や家裁出張所等の職員から人的物的基盤に関する要望があった場合に、どのような時期にどのような段取りを経て、最終的に予算化されることになるのか、その手続についてご教示願いたい。

（関弁連弁護士偏在問題対策委員会提出）

### 【提案理由】

司法過疎地の司法の充実に関して、地元自治体議会が意見書を採択するなどして、裁判所に対して切実な要望がなされることが増えている。

自治体等において意見書をひとつ採択するだけでも、相当な時間と労力が費やされているが、その割には、それらの要望が実現することは非常に稀で、それらの意見書が裁判所内でどのような手続で扱われているのかすら、わからないことが多い。

裁判所を、市民・住民にとって利用しやすいものとするためには、利用者の目線に立った要望に耳を傾けて頂くことが必要不可欠であるところ、地域の実情をよく知る地家裁支部や家裁出張所の職員等から、地元自治体の意見書と同様の要望があげられることも今後あろうかと思われる。

各手続の時期も含めて、裁判所内部での予算化までの手続をご教示頂くことで、各地域における活動を時宜にかなったものにしていくことが可能となり、ひいては速やかな地域司法の充実に繋がるものと考える。

## 第4 訴訟実務・運用関係

### 議題14 訴訟救助要件の疎明について

(神奈川県弁護士会提出)

#### 【提案理由】

資力に乏しいために、法テラスから援助決定を受けているにも関わらず、訴訟救助を申立て求めると、厳格な疎明を求められ、裁判所との折衝に時間を使い、期日指定がなされず、訴訟遅延となる場合や、最終的に救助を得られない場合がある。同じく国の機関である法テラスが援助の必要性を認定しているケースでは、司法アクセスを保障する見地から、もう少し広く訴訟救助を認めるべきである。

### 議題15 いわゆる提携リースでサプライヤーがユーザーに不正な勧誘を行った上で倒産し、ユーザーが予想外のリース料を請求される等の悪質サプライヤーによるトラブルの多発に対し、業界団体を中心とした撲滅の取り組みがされているところ、この点について裁判所における問題や状況の把握の試みがあれば教えていただきたい。

(関弁連消費者問題対策委員会提出)

#### 【提案理由】

いわゆるファイナンス・リース取引に係る紛争の1つとして、リース会社とサプライヤーとの間に業務提携関係のある類型のリース取引（「提携リース」あるいは「小口リース取引」と称される。）において、サプライヤーがユーザーに不正な勧誘を行った上で倒産し、ユーザーが予想外のリース料を請求されるというケースが後を絶たず、このようなケースにつき、ユーザーのリース会社に対するリース料支払債務の存否をめぐって集団訴訟となるものも少なくない。

提携リースにおいては、サプライヤーは、物件の購入をユーザーに提案することによって自らの商品販売を促進できるとともに、リース会社から商品代金を一括して受領できるため、ユーザーの支払能力を考慮せず、強引・悪質な方法で契約を獲得しがちであり、さらに商品代金を受領した後は、誠実な対応をする動機付けが希薄になる。一方でリース会社は、リース契約の勧誘と契約条件の調整、契約申込み・締結手続のほとんどをサプライヤーに委ねるため、不適正な勧誘活動に対する審査が不十分になりやすいという構造がある。

提携リースについては、経産省の指導を受けて業界団体である公益社団法人リース事業協会が、業界をあげてサプライヤー管理を強化してきたところであり、業界としても強い危機感をもっている。

ところが、ファイナンス・リース取引については、従来いわゆる「空リース」のようなサプライヤーとユーザーが結託してリース会社に不利益を与えるタイプの紛争が多かったせいか、上記のようなリース会社と提携するサプライヤーがユーザーを騙すタイプの紛争について、被害が多発している状況に鑑みた判断がなされているとは必ずしも言い難い状況にある。

もちろん個別具体的な事情に即した判断であるから結論が区々になることは当然であるが、悪質サプライヤーに対して適切な指導・管理を怠るリース会社に対して、裁判所から適切な判断がなされないままであると、適切な指導・管理を行って営業しているリース会社が相対的に営業上の不利を被る結果になり、被害の防止への取り組みが頓挫してしまう。

そこで、近年トラブルが多発している提携リース取引の問題及び特殊性についてこの機会にご報告させていただくとともに、これらの状況及び問題点について把握する試みがすでにされているのであれば、教えていただきたいご質問する次第である。

**議題 16 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号、以下「法」という。）第4条第1項第1号に基づく訴訟記録の閲覧又は謄写について、以下の点を伺いたい。**

1 特殊詐欺（いわゆる「振り込め詐欺」等）の刑事事件において、暴力団員が被告人である場合、当該暴力団員の所属する暴力団の他の暴力団員が関与する特殊詐欺事案の被害者が、訴訟記録の閲覧又は謄写をする余地があるか。

また、法4条第2項及び同条第3項において、検察官はかかる申出に対する意見を述べる立場にあるが、その際、刑事事件において提出していない証拠類を根拠として、謄写又は閲覧を許すべきである旨の意見を述べる余地があるか。

2 刑事記録の閲覧又は謄写をする余地ある場合、被告人と上記他の暴力団員との関係性（同一組内でのみ有効か、あるいは別の組であっても同一上部組織の傘下組織であればよいか）はどのようなものが要求されるか。

（関弁連民事介入暴力対策委員会提出）

#### 【提案理由】

##### 1 について

近年、特殊詐欺による被害は高止まりを続けており、一向に減少しない。また、特殊詐欺が暴力団の新たな資金源となっていることは、各種白書や統計等から見て明らかと言える。

特殊詐欺の被害者としては、被害回復のため、実行犯に対して損害賠償請求を行うほか、暴力団員（組との関係においては「組員」とも言う。）の関与する事案においては、特殊詐欺が暴力団の組織ぐるみで行われたものであることを理由として、暴力団の組長等に対して、民法715条または暴対法31条の2に基づいたいわゆる組長訴訟を提起する方向性にあり、現に複数の同種の訴訟が提起されている。

そして、当該被害者が被害に遭った事件（A事件）の実行犯に暴力団員が含まれている場合において、その後、当該暴力団員の所属する暴力団の他の暴力団員が関与する別の特殊詐欺事件（B事件）が立件された場合、B事件の刑事記録は、A事件が暴力団の組織ぐるみで行われたものであることを裏付ける重

要な証拠となり得る。

この点、法第4条第1項第1号は、共犯による同種余罪の被害者に訴訟記録の閲覧又は謄写を認めているが、以下のとおり、A事件の被害者は、B事件との関係で、B事件の共犯により行われた同種余罪の被害者に当たるとも言えるのではないか。

暴力団においては、強固な組織の結び付きを維持するため、組長と組員が「杯事（さかずきごと）」といわれる秘儀を通じて、親子（若中）・兄弟（舎弟）という家父長制を模した序列的な擬制的血縁関係が結ばれ、組員は、組長に対する全人格的包括的な服従統制下に置かれている。親分・子分の上下関係は、理屈を超えた絶対的なものとされ、親分の命令であれば、理非善惡を問わずこれに従うのが子分としての当然の義務であり、かつ美德であるとされ、シノギ（資金獲得行為）においても組長の指示・指導に基づいて行われる。従って、暴力団員が関与する特殊詐欺の事案においては、当該暴力団員の所属する暴力団の組長が共犯関係にある場合が大半であると考えられる。また、特殊詐欺は決して組員一人でなしえるものではなく、マニュアル、アジト、携帯電話等の通信機材等の物理的支援が所属する組または他の組員によって行われる事例も多数存在するところである。

以上のように、暴力団員の関与する特殊詐欺事案においては、組長を介して、あるいは組員同士が共犯関係に立つ蓋然性が高く、他の暴力団員の関与する特殊詐欺の被害者は、法第4条第1項第1号の言う「共犯」による同様な態様で継続的に又は反復して行われた同種の罪の犯罪行為の被害者であると言えると考える。従って、当該被害者は、法第4条第1項第1号に基づき刑事事件の訴訟記録の閲覧又は謄写を行う余地があると考えるがどうか。

また、検察官が犯罪被害者の権利利益の保護を積極的に推進すべき立場にあることは言うまでもないのであり、訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があった場合には、たとえ刑事事件には証拠とし提出されていないものであっても、共犯関係が分かる証拠や共犯関係を窺わせる証拠を参照して、謄写又は閲覧を許すべきである旨の意見を積極的に述べるべき立場にあると考えるがどうか。

## 2 について

暴力団においては、子分が、自らが親分となって子分を持つことにより、序列的な擬制的血縁関係の連鎖が形成されて行き、多重的なピラミッド型組織が形成される。そして、山口組等の大規模な暴力団組織においては、傘下組織を含めたピラミッド型組織全体を運営していくため、頂点に位置する最上位の組長から末端構成員に至るまでを一つの組織とした上で、それを細分化した階層に区分けて、全体としての上下関係を明確にされている。更に、暴力団組織の運営方針、上層部の人事、他団体との問題処理に関しては、暴力団組織ごとに綱領や内規を定め、最高幹部会、執行部等の上部機関が検討し、その結果を最上位に位置する組長が最終的に決定するといった形で運営されている。そこで、お互いに近隣に所在する同一系統の末端の組織同士（二次組織同士や、二次組織と三次組織）が上記のピラミッド型の統制の下でいわば兄弟組織として同一の詐欺事案に関与する（共犯関係に立つ）ことも大いに考えられるところである。

このような事実関係の中で、法第4条第1項第1号に言う「共犯」には同一上部組織の傘下の異なる組織の組員が当たりえるか、また、当たりえるとして、お互いに直上の上部組織が同一である必要があるか、あるいは、それ以上の階層の上部組織の傘下にお互いがある場合も想定し得るのかを伺うものである。

**議題17-1 東京地方裁判所における退去強制令書の執行停止申立について、**

- ① 平成28年及び平成29年における申立件数
  - ② 収容部分について執行停止が認容された件数
  - ③ 送還部分について執行停止が認容された件数
  - ④ 取り下げられた件数
  - ⑤ 本裁判決と同時に執行停止に関する判断がなされた件数
- を各ご回示願いたい。

(東京弁護士会提出)

**【提案理由】**

近年、退去強制令書の執行停止申立を行った際に、本案の判決がされるまで執行停止決定がされない例があるとの情報が寄せられている。また、仮放免が許可されている外国人については、送還部分について重大な損害を避けるための「緊急の必要性」はないとして、送還部分の執行停止が認められなかつたり、あるいは、取り下げを勧告されたりする例があるとの情報も寄せられている。

しかしながら、訴訟係属中であっても送還の執行は可能であるので、仮放免の延長が認められずに収容され、執行停止申立をする暇もなく直ちに国費送還されることも想定されることから、少なくとも何ら判断も示さないで取り下げを勧告し、あるいは本案訴訟の判決まで執行停止決定をしないというのは、仮の救済制度である執行停止制度の趣旨を没却する。

また地方裁判所が執行停止決定を判断しないことにより、法が定める上級審への即時抗告という不服申立て(救済手段)の道を事実上、奪うこととなっている。

そこで、実態を把握するため、①ないし⑤のデータをご教示願いたい。

**議題17-2 東京地方裁判所における退去強制令書発付処分の取消訴訟(無効確認訴訟)での当事者尋問・証人尋問、審理回数について、**

- ① 平成28年及び平成29年における当事者尋問の申出件数
  - ② 上記①に対する採用件数、却下件数
  - ③ 平成28年及び平成29年における証人尋問の申出件数
  - ④ 上記③に対する採用件数、却下件数
  - ⑤ 平均審理回数
  - ⑥ 2回で結審した件数
- を各ご回示願いたい。

(東京弁護士会提出)

**【提案理由】**

近年、退去強制令書発付処分の取消訴訟(無効確認訴訟)において、これが、当該外国人が強制送還されるという重大な不利益を被る処分の適法性の審理であるにもかかわらず、当事者である当該外国人の供述などを直接聞かずに判決に

至っている案件が報告されている。また、当該外国人の家族などの証人の供述を直接聞かずに、判決に至ることも見受けられる。

しかしながら、強制送還によって家族が分断されたり、生活基盤を失ったりするなど、当該外国人が深刻な不利益を被ることからすれば、仮に事実関係について被告が積極的に争っていない場合であっても、当事者やその家族など証人の供述を法廷に顕出させる機会を安易に奪うべきはない。

そこで、実態を把握するため、①ないし⑥のデータをご教示願いたい。

#### 議題18 調査嘱託に対する回答拒否をする官公署に対し、裁判所としての働きかけをしているのであれば、その事例を明らかにして頂きたい。

していないのであれば、今後、回答するように、裁判所から申し入れをすべきであると考えるが、この点に関する裁判所の見解及び検討状況について伺いたい。

(東京弁護士会提出)

##### 【提案理由】

投資詐欺、原野商法、ネット取引等において、加害者の住所の特定が困難であることがあるが、源泉徴収票に関して税務署、労災保険に関して労基署に調査嘱託をしても、守秘義務を理由に、回答を拒否されることが多い。

しかしながら、裁判所が審理に必要であるとして、調査嘱託をしているのであるから、守秘義務を理由に一律に回答を拒否するのは、民事訴訟法が調査嘱託の制度を認めたことと矛盾する。

特に、被告の住所の特定のための調査嘱託については、原告が裁判を受ける権利を保障するために、被告の住所等を明らかにする方法を確保する必要がある。また、このことは、被告の住所が不明であるとして、公示送達により判決をされる場合と比較して、被告の手続保障にも資する。

調査嘱託を受けた官公署には、回答義務があるから、裁判所は、回答を拒否している官公署に対して、回答するように積極的に働きかけを行うべきである。

そこで、調査嘱託に対する回答拒否をする官公署に対し、裁判所としての働きかけをしているのであれば、その事例を明らかにして頂きたい。

また、していないのであれば、今後、回答するように、裁判所から働きかけをすべきであると考えるが、この点に関する裁判所の見解及び検討状況について伺いたい。

#### 議題19 口座名義人の住所等につき、金融機関への調査嘱託の申立がされた場合には、金融機関から回答があることがほとんどであると言ってよいにもかかわらず、その申立を受けた裁判所が、申立人（代理人）に対し、「この調査嘱託に対して、調査嘱託先が回答してくれるかどうか、事前に確認しておくように。」と対応する事例があるようだが、このような対応の是非について、裁判所の見解を伺いたい。

(東京弁護士会提出)

##### 【提案理由】

いわゆる特殊詐欺ないし悪徳詐欺商法の被害にあい、誤振込をしてしまった者

が、振込先口座の名義人に対し、不当利得返還請求をする事案において、その前提として、口座名義人の住所等を把握すべく、当該口座開設金融機関を嘱託先とする調査嘱託の申立をしたところ、裁判官が「この調査嘱託に対して、調査嘱託先が回答してくれるかどうか、事前に確認しておくように。」と対応した事例があったということである。

しかしながら、かかる調査嘱託に対して、金融機関から回答があることがほとんどであると言つてよい。上記のような裁判官の対応に従うためには、金融機関への問合せ書面を作成送付し、回答を得るまでの時間、そのための費用、申立代理人弁護士の労力が、余計にかかることになるが、これらは、本来、無用なものであると考えられる。

そこで、調査嘱託の申立に対する上記のような対応の是非について、裁判所の見解を伺いたい。

## 議題20 保管金提出書に振込口座名義人の住所を記載する欄があるが、削除して頂きたい。

(東京弁護士会提出)

### 【提案理由】

自己破産の予納金を提出する際に記入を求められる保管金提出者には、提出者の住所、氏名等のほか、残金返還用の振込先口座の記載を求められ、その振込先口座の表示として、口座名義人の住所（当該口座開設金融機関に口座名義人が届け出ている住所）も記載しなければならない様式となっている。

しかしながら、残金を返還する手続をする上で、返還先口座の口座名義人の住所を、裁判所が把握する必要はなく、現行の様式は、不要な作業を保管金提出者に強いるものである。

弁護士が、業務上、裁判所に保管金を提出する場合、提出者の住所は、事務所の所在地を記入するが、返還先口座として記載する預り金口座について、金融機関に届け出ている住所は、事務所所在地ではなく、自宅の住所となっていることが多いと思われる。この場合、「口座名義人の住所を記載させる」ということは、事務所所在地のほかに、職務とは無関係の弁護士の自宅住所を裁判所に明らかにしなければならないということになるが、自宅住所は、重要な個人情報であり、必要もないのに明らかにさせることを求めるることは許されないと考えられる。

そこで、保管金提出書の様式を改め、振込口座名義人の住所を記載する欄を削除して頂きたい。

## 第5 その他諸問題

### 議題21 裁判所及び検察庁における公益通報窓口設置状況について、

- ① 裁判所及び検察庁における公益通報の窓口の有無
- ② 公益通報窓口が設置されていない場合には、今後の設置予定について
- ③ 公益通報窓口が既に設置されている場合、その制度内容及び運用状況を各ご回示願いたい。

(東京弁護士会提出)

### 【提案理由】

東京弁護士会では、公益通報者保護法に基づき、「会務及び職務に関する法令違反行為の公益通報処理に関する規則」を作成し（別紙参照）、東京弁護士会事務局内に公益通報窓口を設置している。消費者庁における公益通報制度に関する各種ガイドラインの策定や、内閣総理大臣の諮問を受けた内閣府消費者委員会に設置された公益通報者保護専門調査会において、公益通報者保護法改正に向けた検討を再開し「中間整理」が公表する等、近時、公益通報窓口の重要性は増している。このような情勢にも鑑み、裁判所及び検察庁内の公益通報制度に関する現況を伺いたい。

**議題 2 2 東京地方裁判所及び東京高等裁判所における、市民的及び政治的権利に関する国際規約（以下「自由権規約」という。）の解釈と適用に関する専門的訓練実施の有無、実施している場合はその対象者、頻度、内容を各ご回示願いたい。**

（東京弁護士会提出）

### 【提案理由】

平成26年8月の自由権規約委員会の総括所見C. 主要な懸念事項と勧告の6項において、「委員会は、締約国によって批准された条約が国内法としての効力を有していることは認められるものの、規約の下において保護される権利が裁判所で適用されたケースが限られていることに懸念を有する（第2条）。

委員会は、前回の勧告（CCPR/C/JPN/CO/5, para.7）を繰り返し、締約国に対して、規約の適用と解釈が、下級審を含むすべての審級において、弁護士、裁判官及び検察官に対する専門的訓練の中に組み入れられることが確保されるよう求める。」との懸念が示されている。

外国人の在留資格や難民に関する訴訟においては、自由権規約の適用が主張される事案も少なくないが、近時においても、自由権規約に基づき保護されるべき権利について、これを直接的に適用する裁判例が極めて限定的であり、自由権規約委員会の懸念事項が十分に払拭されているとは言い難い状況にあるとの情報が寄せられている。

自由権規約委員会の懸念を速やかに払拭するためにも、法曹三者が協力して適切な専門的訓練を実施し、裁判において国際的水準に合致する自由権規約の適切な解釈・適用がなされる環境を確保する施策を取ることが重要であると考えられる。

そこで、自由権規約の適用と解釈にかかる専門的訓練の実施状況についてご教示願いたい。

**議題 2 3 東京高等・地方・簡易合同庁舎におけるアスベストの飛散、エレベーターシャフト内でのアスベスト検出について**

- ① 同建物内のアスベストの所在の現状、及び、今後の対策に関する検討をするため、同建物内の工事等の段階でのアスベスト調査結果、工事作業日報、各種測定結果（写真を含む）、設計図面の提供
- ② 上記資料の検討や、今後の対策の検討のため、裁判所アスベスト検証対

### 策協議会を法曹三者で設置すること

- ③ 協議会には弁護士会の推薦する専門家をメンバーに加え、現地立ち入り調査も実施すること

について、裁判所の見解を伺いたい。

また、上記建物以外の管轄内の裁判所管理の建物についても、上記と同様に、アスベストの所在の現状、対策検討をし、順次無害化することについて、裁判所の見解を伺いたい。

(東京弁護士会提出)

#### 【提案理由】

過去、安全と考えられて推奨されていたアスベストが裁判所に吹き付けられていることは、火災対策上致し方ないところもあるが、今や、閾値が無いとされるアスベストは、全国でも、第三者委員会などにより、徹底してリスク評価されるなどしている。これまで、平成27年の東京高等裁判所のダクトシャフトからのアスベスト飛散、平成29-30年のエレベータシャフトでのアスベスト検出については、東京三弁護士会の質問に応じて、一定の図面や報告書を提出頂いたところである。もっとも、矩計図、仕上げ表、ダクト図面、工事前のアスベスト調査結果、工事中の作業日報、工事時期以外の測定結果に関する写真つきの書類などが提出されていないため、当委員会で夏期合研などの勉強会を重ねたが、アスベストの現状について不透明な部分が残っている。これらアスベストの現状を知るに貴重な資料の提出を求め、法曹三者が長時間利用する庁舎の安全を確認したい。また、憲法上の裁判の公開のもとに、当事者のみならず傍聴人としての一般市民・児童生徒が来庁される場所の安全を厳密に確保したい。とりわけ、外国人も多く来る場所であり、世界レベルの安全確保に至急努める必要がある。そのために、まず、手元資料の十分な活用をする必要がある。

①の資料については、法曹三者でしっかりと検討する場が必要である。

とりわけ、同種資料を見慣れ、かつ、数々の現場で作業をし、業者を指導している専門家の知見が不可欠であり、アスベストによる疾病で苦しむ多くの被害者を目の当たりにした弁護士が推薦する専門家をメンバーにし、諸外国のアスベスト会議にも出席して、諸外国のレベルを熟知する彼らにより、現地立ち入り調査をすることが解決と、日本の司法制度に対する信頼を維持するために効果的である。

管内でも裁判所管轄の建物の改修解体工事が予定されて、一部は進んでいるとのことであるが、東京高裁・地裁・簡裁合同庁舎と同様な危険があるので、同合同庁舎と同じような、書類公開、協議会、専門家参加を求める。